

事務事業名	緊急時短期入所事業				担当	健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉係			
政策名	C	思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり				増補版施策名	III-6 障がい者のための地域生活支援拠点等の整備		
施策名	3	障がい者の自立と社会参加の支援				☐ 実施計画上の主要事業			
関連個別計画	真岡市障害者計画 真岡市障害福祉計画・真岡市障害児福祉計画					事業期間	☐ 単年度のみ		
法令根拠	障害者総合支援法						☒ 単年度繰返（開始年度 平成30 年度～）		
予算科目	1. 一般会計	3. 民生費	1. 社会福祉費	1. 社会福祉総務費			☐ 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）		
事業概要	障がい者の高齢化や重度化、また、親亡き後を見据え、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活する支援体制を整備する（あんしんネット）。事業は事前登録制。市または障害児者相談支援センター・指定相談事業所に申請する。障がい者の介護者が緊急な事由により介護ができない場合に、一時的に緊急時短期入所を利用することで安心して生活できる。								

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

①手段（主な活動） 31年度実績 緊急時短期入所事業を受けるためには事前登録が必要。希望者は市・指定相談事業所・基幹相談支援事業所に申請する。→相談（基幹相談）支援事業所から市に申請書類を提出→市から緊急時協力事業所・基幹センターに、申請情報を事前提供→協力事業所・基幹センターは、台帳として保有・管理。緊急時発生時は障がい者・介護者などが指定・基幹相談支援センターに連絡して事業所の利用や支援調整をする。【平成31年度利用登録者59人】 2年度計画 前年同様				⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移 名称 単位 28 年度(実績) 29 年度(実績) 30 年度(実績) 31 年度(実績) 2 年度(見込) ア 緊急時短期入所事業登録者数 人 - - 45 59 77 イ ウ エ オ						
②対象（誰、何を対象にしているのか）＊人や自然資源等 身障・療育・精神障がい者				⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移 名称 単位 28 年度(実績) 29 年度(実績) 30 年度(実績) 31 年度(実績) 2 年度(見込) ア 身障・療育・精神手帳所持者数 人 - - 3,850 3,909 3,987 イ ウ エ オ						
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 障がい者の家族等介護者の緊急時に、一時的な預かり支援が受けられる。				⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移 名称 単位 28 年度(実績) 29 年度(実績) 30 年度(実績) 31 年度(実績) 2 年度(見込) ア 事業利用者 人 - - 0 0 1 イ ウ エ オ						
④結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか） 障がい者が安心して生活できる。				⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移 名称 単位 28 年度(実績) 29 年度(実績) 30 年度(実績) 31 年度(実績) 2 年度(見込) ア 登録により安心した生活に繋がった障がい者の割合 % - - 100 100 100 イ ウ エ オ						
(2) 総事業費の推移				単位	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(実績)	2 年度(見込)	
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0	
		県支出金	千円	0	0	0	0	0		
		地方債	千円	0	0	0	0	0		
		その他	千円	0	0	0	0	0		
		一般財源	千円	0	0	0	0	0		
		事業費計（A）	千円	0	0	0	0	0		
	人件費	正規職員従事人数	人	0	0	1	1	1		
		延べ業務時間	時間	0	0	55	83	108		
		人件費計（B）	千円	0	0	229	336	437		
トータルコスト(A)+(B)			千円	0	0	229	336	437		
(3) 事務事業の環境変化・市民意見等										
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか。		障害者総合支援法により、障がい者の高齢化や重度化、また、親亡き後について、地域で支援できる体制を整備するよう求められていた。 平成30年4月から事業を開始する。								
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？		H30地域生活支援事業の緊急時短期入所として開始した。これからの高齢化社会に向け、地域で安心して生活するためには需要が高まると考えられる。平成30年度から市勢発展長期計画増補版での重点施策となり、一層の推進を図ることとなった。障害者の権利擁護が進み、介護者が不在でも地域で安心して生活できる環境を保証していくためには、本事業は必要不可欠である。								
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？		障がい者の家族からは安心して生活できるという意見がある。 らなかった方への介入がしやすくなったという福祉関係者の意見が聞かれている。 この事業をきっかけに、これまで福祉サービスの利用につなが								

2. 1次評価の部 *原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	①政策体系との整合性 ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか？ ・意図することが結果（上位施策）に結びついているか？	☒ 結びついている ☐ 見直し余地がある 障がい者が安心して暮らせることにつながる。
	②公共関与の妥当性 ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか？ ・税金を投入して達成する目的か？	☒ 妥当である ☐ 見直し余地がある 障害者総合支援法に基づく対応である。
	③対象と意図の妥当性 ・対象を限定・追加すべきか？ ・意図を限定・拡充すべきか？	☒ 適切である ☐ 対象を見直す必要がある ☐ 意図を見直す必要がある 障害者総合支援法に基づき実施するものであり、適切である。
有効性評価	④成果の向上余地 ・成果を向上させる余地はあるか？ ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか？ ・何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 向上余地はない ☐ 向上余地がある 障害者総合支援法に基づき実施するものであり、向上の余地はない。
	⑤廃止・休止の成果への影響 ・事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☒ 影響がある ☐ 影響がない 障がい者が安心して暮らせる体制が取れなくなる。
	⑥類似事業との統合や連携の可能性 ・他に、類似の形態の事務事業はないか？	☐ 類似事業がある（類似の事務事業名を記載） ☒ 類似事業はない
	・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図ることができるか？	☐ 他の事業と統合・連携ができる ☐ 他の事業と統合・連携できない
効率性評価	⑦事業費の削減余地 ・成果を下げずに事業費を削減できないか？ （仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 必要最小限の経費であり、事業費の削減はできない。
	⑧人件費（延べ業務時間）の削減余地 ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？ ・成果を下げずに正社員以外の職員や委託でできないか （アウトソーシングなど）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 必要最小限の人員であり、削減できない。
公平性評価	⑨受益機会・費用負担の適正化余地 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか？ ・受益者負担が公正・公平になっているか？	☒ 公正・公平である ☐ 見直し余地がある 利用を必要としている障がい者を対象としているので、公平・公正である。

3. 改革・改善方向の部

(1) 改革の方向性（改革案・実行計画） ☐ 廃止 ☐ 見直し（ ☐ ：目的妥当性 ☐ ：有効性 ☐ ：効率性 ☐ ：公平性） ☐ 統合 ☒ 継続	(3) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																					
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							
(2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か？それをどう克服していくか？																								

4. 事務事業の2次評価結果（事業の総括と事業の方向性）

(1) 1次評価結果の客観性と出来具合 ☐ 記述説明不足（説明責任不充分） ☐ 評価内容が客観性を欠く ☒ 評価内容は客観的と言える																								
(2) 2次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ②有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																								
(3) 2次評価者として判断した今後の事業の方向性 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☐ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☒ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）	(4) その他2次評価会議で指摘された事項																							
(5) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>				コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
		コスト																						
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							